

岡本の国会での質問

169-衆-災害対策特別委員会-8号 平成20年09月11日

○佐田委員長代理 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

まず最初に、気象庁にお伺いをしたいと思います。

先ほど来話題になっているゲリラ豪雨という局地的な集中豪雨について、今どのくらいの確度で予報ができるようになってきているのか、そしてまた、もっと言えば、今後、どの程度の時間とお金をかけていけばどのくらいまで精度を上げていけるのか、まず、技術的なことについてお伺いできますでしょうか。

○平木政府参考人 お答え申し上げます。

局地的な大雨、豪雨に対するお尋ねでございますけれども、局地的な大雨は、積乱雲が発生いたしまして、これは通称入道雲と申しますが、不安定な大気の中で発達して起こりやすいということでございます。その場合、現在の技術といたしましては、数百キロメートルの範囲について予測することが可能であると思っております。その範囲で豪雨が発生する可能性が高いというときになりますと、気象レーダーなどを常時監視しておりまして、そして、雨の降っているその降り方を見ながら機敏に大雨警報などを発表しているのが現状でございます。

それをもう少し長い時間、大雨が降る直前ではなくて、その前の長い時間予測するためには、いつ、どこで、どの程度降るかということピンポイントで予想する必要がありますけれども、それは現在の時点ではまだ非常に困難なのが現状でございます。

これに対処することができるようにするために、気象庁では、雨や風の動きを立体的、連続的に観測する気象ドップラー・レーダーの活用により、雨雲の動きに関して監視精度の向上を図りたいと考えております。また、先ほどの数百キロメートルでございますけれども、現在より少しでも雨の降る地域を絞り込んで予想することができるように、数値モデルの高度化に努めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ早急に対策をとっていただきたいと思っております。

今般、この夏各地で起こったこういう劇的な天候の変化による集中豪雨、こういった事態に至ったときに、どのように住民の皆様方が避難をされたり、また警戒をされたりするか。その一つの大きな信頼をする情報が気象庁発表の予報でありますから、そういう意味でのさらなる技術の進歩を早急に強くお願いしておきたいと思っております。

私の方からは、そういった中で、愛知県の一宮市、こちらの方で、先ほど古本委員が質問をされました岡崎市と同じ日でありますけれども、豪雨災害が発生をいたしました。一宮市に私も行ってまいりまして、実際の災害の状況を見てきたわけでありまして、この災害では、実際に被災をした地域、つまり、床上、床下浸水等の被災をした地域と避難勧告が出た地域に差がございました。また、時間的にも差があったと承知をしております。

特に、降雨量でいいますと、市内の最大一時間雨量は、千秋消防署における観測点において、八月二十八日の二十二時十分から二十三時十分までの時間雨量百十・五ミリ、また、市内最大連続雨量というのは、丹陽消防署管内で八月二十八日十三時から八月二十九日五時四十分までの二百二十七・五ミリ、こういうふうな状況でありましたけれども、実際の避難勧告は、二十九日の午前四時四十五分に五日市場連区百七十世帯、また下浅野連区の百十世帯に避難勧告が出ています。

ところが、実際には、床上浸水を多数した地域は、同じ一宮市内でも少し離れた富士連区、もし

くは、今伊勢連区においての床上、床下浸水というのが被害件数としては多くなっておりま。そういう意味では、避難勧告をされた地域でない地区が床上に浸水をしてくる。結論として、住民の皆様方からすると、自分のところではないところで、しかも避難勧告が出る前に床上浸水をしてくるという状況になっているわけでありま。

集中豪雨が起った場合、まさにピンポイントである場合には、河川の水位の上昇を見る避難勧告と、先ほどお話ししました避難勧告の場合には、日光川等の水系であります五条川、青木川等の水位の上昇を受けての避難勧告だと聞いておりますけれども、水位の上昇と局地的な雨が降る地区というのが必ずしも一致しない、排水の関係で局地的な雨の降ったところに浸水が起こるといことになってくると、避難勧告のあり方についても見直すべきではないかというふうを考えるわけでありま。

と同時に、先ほど古本委員が指摘をされました、一宮市においても、深夜の住民への情報伝達というのは大変苦慮されております。一宮市は連区制というのをとっておりまして、連区長さんを通じ各区長さんにそれぞれ指示も伝わったと聞いておりますし、広報車を回したり、後ほどお伺いしますけれども、消防団の方々がハンドマイク等で避難勧告の連絡を伝えたといいますが、豪雨が終わった後でありましたから、そういう意味では今回の場合は避難勧告の情報が聞こえたかもしれませんが、逆に言うと、集中豪雨の最中、時間百十ミリを超えるような雨が降っている状況下で果たして音が聞こえるのかどうか、こういうことも一回試されてみてはいかがかと私は思うわけです。

先ほどの、水位の上昇による避難勧告もしくは避難指示の出し方と降雨場所とのギャップについてどう考えるか、それからもう一つが、今の深夜の住民への情報伝達の方法についての一工夫をお願いしたいということについての御答弁をいただきたいと思いま。

○大森政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、避難勧告の出し方についてのお話でございますけれども、今回といいまるか現在行われている避難勧告等の発出の考え方でございま。

これにつきましては、平成十六年、新潟・福島豪雨を初めとした一連の水害等でさまざまな課題が出てまいりました。それらの課題に対応するために、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを策定して、その考え方に基づいて各公共団体が避難勧告等の発出を行っているといこととございま。

ちなみに、平成十六年の新潟・福島豪雨でございますけれども、これにつきましては、約二日で、最も降雨量の多いときが約四百ミリ、時間最大降雨量が約五十ミリ、そういう状況とございま。今回のような局地的または短時間の豪雨災害に適切に対応できるかどうかといような問題があるのはまた事実だろうと思っております。

我々としても、この基本的な考え方、ガイドラインの見直しが必要かどうか、そういったことを含めまして、自治体における取り組みの実態を調査した上で検討していきたいといように考えております。

○岡本(保)政府参考人 今委員御指摘ございましたように、住民の方々へ豪雨等のいろいろな情報といったものを的確に伝えるという場合に、さまざまな状況を想定して、一つの伝達手段に限らず、いろいろな手段を複合的に活用するといことが非常に重要であろうと思っております。

これまでも、今御指摘ございましたように、防災無線あるいは広報車両によりま伝達、あるいは消防団、自主防災組織等を使って戸別に残っている方がいないなどいような伝達をする、さらには、ファクスでございますとか携帯のメールでございますとか、いろいろなそういう手法を使いながら伝達をしていく。それも、いろいろな状況を想定してその伝達ができるように、それが確実に伝わるようにいことを常に体制的に用意しておくといことは、御指摘のように重要だろうと思っております。

私ども、例年、そういう考え方から、集中豪雨等の時期を迎えるに当たりましては、事前に、そういう意味での各種の手段を複合的に講じていただくような対応ということをお願いいたしておりますが、今回の災害も踏まえまして、そういう意味での早期避難の重要性の周知といったことについて、都道府県、市町村等に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 先ほどの古本委員の指摘にもありましたように、防災無線の設置についてもう少し補助をすとか、もちろん音だけではないと思います、先ほどお話しましたように大変な音だというふうに思っています。マンションに住んでいる方が多い地区だと家の中の気密性は高いかもしれないけれども、一戸建てだと、そういう意味では、近くにトタンの納屋でもあれば大変音がうるさい、電話で避難の指示を伝えても電話の音も聞こえないという状況になり得ることは想定できるわけですから、音だけではない何かの方法も含め、できないのか、創意工夫をしていただきたいと思えます。

その上で、きょうは総務省の自治財政局にも来ていただいておりますけれども、一宮市におけます今回のこの被災に対しての特別交付税の件です。

きのうお伺いしましたところ、農用地の被災状況についての確定ができていないこと、また障害者の数等の確定、また死者数の確定ができていないということによって若干の誤差はあるとはいえ、その前段の床上浸水等のいわゆる住宅被災についての特別交付税はおよそ千四百五十万から千五百万円ぐらい出るのではないかとというふうに承りましたけれども、その点については、十二月に出るということで間違いないのか、確認をしたいと思えます。

○久保政府参考人 御質問は災害に対します特別交付税措置でございますけれども、特別交付税に関する省令に沿いまして、私ども、災害復旧や応急対応に要する経費としまして、先生御指摘があったように、幾つかの項目に分けて計算をしております。

恐らくといいますか、一番その中で大きな割合を占めてくる現年災害、とりわけその中でも算定額に大きな影響があると考えられますのは災害復旧事業関係費でございます。これにつきましては、御指摘がございましたように、まだ算定額が判明していないといったような状況がございますので、そうした幾つかの前提を置いた上で現行の省令に沿って計算をしてみますと、御指摘ございました一千四百万円程度の金額、これは恐らく出るだろう。先ほど言いましたように、恐らく最も大きな部分を占めるであろう災害復旧事業費関係、これが出ておりませんので、それがはっきりいたしますと千四百万を超えるだろうということは今の時点で見込めるだろうと思えます。ただ、あくまでも仮の試算でございます。

○岡本(充)委員 省内における精緻な計算というのはこれからだという話でありますけれども、実際に一宮市の場合には、床上浸水をした住居に対して、いわゆる見舞金を一世帯当たり五万円支給していると聞いています。今回の九月二日時点での床上浸水の総計が二百七十六件だというふうに私聞いておまして、そういう意味でいいますと、これで五万円掛けるともうこれで一宮市の出費は千四百万円にかなり近づいてしまうという話になるわけであります。もちろん、市が独自にやっている制度でありますし、先ほどの話で、特別交付税の使途というのは限られていないわけですから何に使ってもいい、こういう話ですけれども、やはり次なる被災に向けての整備をしなければいけない部分に投資ができるような、別の角度で交付税の試算というのもまたこれから検討してもらいたい、金額についてももう少し見直しをしてもらいたいということをあわせて要請しておきたいと思えます。

その上で、今度は、次なる被災という前に、もう一つ一宮で私が聞いてきた話ですけれども、冠水した道路、今回も、雨が降って道路が冠水してきた、そのときに、道路際に住んでみえる方々からすると、家の土間のところから水が入ってきて、いよいよ畳に上がろうかとしているところで、要するに、道路上を勢いよく車がだあつと走っていくと、それによって生じた波によって、ぎりぎり土のうを積んでいたところから水があふれて床上浸水になってしまった、こういう話を聞いております。

ところが、道路をとめてくれとって電話をすると、道路管理者、例えば県道であれば県でありましょうし国道であれば国でありましょう、と警察との間で、どちらになるのかというのが定かでない中で、ある意味、言葉は悪いかもしれないけれども、たらい回しのような状況になって、結局、冠水した水が家に入ってくるという形になった。この部分について、一度、道路管理者と警察の間で、どこにどう通報したらいいのか住民の皆様方に周知ができるようにしてもらいたいというふうに思っているわけでありましてけれども、今後の対策としてどのようにすればいいのか、道路局長にお伺いしたいと思います。

○金井政府参考人 お答えをいたします。

道路管理者、交通管理者、それぞれ道路法それから道路交通法に基づきまして、必要とあれば道路の通行どめをすることが可能でございます。

今回のケースのように道路が相当程度冠水しました場合、現地で道路管理者それから警察、地方自治体で密接に連携をとらせていただきまして、危険防止の観点から道路の通行を制限する。それによって、先生御指摘のような車両の通行による沿道家屋への浸水の影響の防止ということが可能であると考えております。

今後とも、災害時におきまして、道路管理者それから警察、自治体、密接に連絡をとらせていただきまして、柔軟に対応して被害の軽減に努めたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 では、住民はどこへ通報したらいいというふうにここでお答えいただけるのか、きちっと明確にお答えいただきたいと思います。

○金井政府参考人 現地の方で密接にそれぞれ連絡はとらせていただいておりますので、道路管理者でも、現地の方の出先がございます警察でも、どちらでも可能であるというふうに考えております。

○岡本(充)委員 どちらでも可能であるというのが、もうまさに、あっちだこっちだと回されるんですから、そこはきちっと明確な道筋をもう一度つくるように、私はこの場で強く要請しておきます。同じことがないように、また同じ質問をすることがないようにしていただかなければいけません。

それから、今度は河川の管理についてのことでありますけれども、こういう局地的な豪雨ではなくて、周辺、流域への豪雨が続いた場合に、堤防の強度は大丈夫なのかという質問を私これまでしたことがあります。そのときに、五十年に一度の、もしくは戦後最大の降雨にも耐えられるように堤防はなっているというふうに話をされていましたが、台風等が来て、低気圧の中で潮位が上がる、もしくは大潮等で潮位が上がる、そういうものが、大変不幸なことにそれが合わさったときに、雨とそして今お話をした潮位、これでさらに堤防の破堤の危機が近づくと私は考えているわけでありましてけれども、この相乗効果についてぜひ検討をしていただきたいと思っているわけです。

ここまでしか潮位が来ないことになっていきますとかそういう想定ではなくて、伊勢湾台風、これは五十年です、この秋になります。私の選挙区であります愛知県西部地方ではこの記憶がまだ生々しく残っている中でありますから、ぜひこれを検討していただきたいというふうに思っておりますが、検討していただけますでしょうか。

〔佐田委員長代理退席、土屋(品)委員長代理着席〕

○甲村政府参考人 近年、地球温暖化に伴う気候変化の影響と考えられる激甚な災害が発生しております。これまで想定していなかったような外力を想定してその対応を図ることが重要と考えております。

このため、木曾川下流域を含む東海地方のゼロメートル地帯において、計画規模を超える高潮や洪水による大規模かつ広範な浸水被害が発生した場合を想定して、その場合においても被害を最小化することを目的に、国、地方自治体、ライフライン管理者等をメンバーとする東海ネーデ

ルランド高潮・洪水地域協議会を平成二十年三月に設置し、危機管理行動計画を策定しているところでございます。これに基づきまして、想定以上の洪水、高潮が来た場合の被害を最小化してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ検討していただきたいと思っておりますし、また、九月八日に内閣府の方から、新聞等で報道されておりました、いわゆる今後予測し得る大規模豪雨における堤防の強度もしくは被害想定、こういったものの中で、千年に一度の雨量が三百九十ミリ、こういうふうな想定をしているという報道がありました。多分そのように想定をされているんだろうと思っております。

例えば、千年に一度の降雨も、本当に三百九十ミリなのか。話を聞いてみると、どうも、二百年に一度が三百二十ミリだから、統計上、千年に一度は三百九十ミリになる、こういう話です。詳しく話していると時間がなくなりますけれども、その論理を使うと一万年でも十万年でも雨が予測できるという話になるんですが、統計的手法というのは長期で見えていくとやはり誤差が大きくなってくる。いろいろな方法を使って統計をとっていただきたい。

本当に三百九十という数字が真の値かどうか定かではないという中で、ここの再度の見直しをぜひお願いしたいと思うわけですが、お答えいただけますか。

○大森政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御指摘の、中央防災会議大規模水害対策専門調査会が去る八日に発表いたしました利根川の被害想定で用いた千年に一度の確率の降雨でございます。これにつきましては、過去の降雨量を、実測値との相関が高い予測値が得られるモデル式を用いて求めたものでございます。専門調査会では、このモデル式を用いて計算した被害想定結果に基づいて、対策の検討を進めていく考えでございます。

ただ、今先生御指摘の点でございますけれども、確かに最近の集中豪雨の多発等々がございます。こういった気候変動の傾向を踏まえると、このモデル式を含めた降雨量の評価方法のあり方についても、我々として、今後の研究課題としなければならないというように認識をしているところでございます。

○岡本(充)委員 そういう、まさに洪水時などに活躍をする水防団、また、その水防団は消防団と兼ねていることも多いと聞いております。水防団、消防団、それぞれ、日中は仕事を持っている方も多いわけでありましてけれども、こういった皆様方がより今後こういった活動に従事をしていただけるように、ぜひ消防庁にも御検討いただきたいと思っているわけですが、一言でいいのでお答えいただきたいと思っております。

○岡本(保)政府参考人 今委員御指摘のように、大規模災害等に対応いたしますために、消防団員の確保というのが大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

このため、この四月現在で約八十九万人の消防団員の方々がおられますが、かつてのピーク時は二百万人の方々が従事しておりましたが、当面百万人という目標を掲げて、私ども、消防団の新戦力の確保ということで、現在各方面にいろいろなお願いをさせていただいておりますが、今の御指摘も踏まえまして、消防団の戦力の確保ということに意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 それと、今回大変大きなニュースとなっておりますが、災害時の食料として備蓄をしていた米を、その中で、事故米というそうなんですけれども、基準値を上回る農薬や、またカビが生えていたということで、事故米と称して、これを安価で買い受けて、そしてそれを実際は食用として転用していたという話であります。国民の皆様方が食の安全に関して大変不安をお持ちであります。

確認をしておきたいんですけれども、テレビで報道されておりますが、三笠フーズのみならずこう

いった事故米を買っている業者に、農政事務所等農林水産省の方から、事故米が発生をして、買ってくれという要請をしていることはないだろうと私は信じたんですけども、要請をされたことがあるんでしょうか、ないんでしょうか。そこははっきりしていただきたいと思います。

○奥原政府参考人 お答えをいたします。

事故米が発生した場合、この事故米、いろいろなタイプのものがございしますが、倉庫に入っているうちに水が入って水にぬれたとか、それからカビが発生した、そういったものがいろいろございます。

それについて、販売するときには、基本的に入札あるいは見積もり合わせという形で売っております。ただ、それほど売れ行きの良いものでもございませぬので、関係のところ、いろいろ、入札のときに、こういう入札がございましてということをお話して、入札に参加していただくということはございます。

○岡本(充)委員 もう一つ。

キロ単位五、六円の、事故米のいわゆる工業用の取引価格だと言われているのに、要するにそれよりも高い価格で事故米を三笠フーズなどが落札し、そこに、輸送コスト、キロ当たり三十円ぐらいかかるそうですけれども、三十円ぐらいかけたら、どう考えても、事故米を例えばキロ当たり八円、九円で買って輸送コストを乗せたら、基本的には、中に入る三笠フーズなどは利益が出ないだろうということが想定されるにもかかわらず……

○土屋(品)委員長代理 申し合わせの時間が過ぎております。

○岡本(充)委員 委員長、ここは重要なので、一つだけ。

○土屋(品)委員長代理 簡単をお願いします。

○岡本(充)委員 この価格差が、本来の市場の価格より高い価格で三笠フーズが買っているということをおかしいと思わなかったのかということが私は大きな疑問なんです。

そういう意味で、入札価格が高かったことについて疑問を感じることなく、ひたすら要請をして、販売をしていたというような実態だったのかどうかという点と、それから、今後、いわゆる事故米の広がりについて早急な調査をして、これまでのずさんな検査体制、九十回以上も三笠フーズに入っておきながら帳簿しか見なかった、こういう体制を早急に見直すということ、ここで決意を持って述べていただきたいと思います。それで終わります。

○土屋(品)委員長代理 時間ですので、簡潔をお願いします。

○佐田委員長代理 ちょっと、手を挙げて発言してください。

○岡本(充)委員 おかしいと思わなかったのかということについてはどうだったんですか。(発言する者あり)

○佐田委員長代理 お静かにお願いします。お静かにお願いします。

○佐田委員長代理 時間が参っておりますので、簡略をお願いします。

○岡本(充)委員 はい。

違うんですよ。工業用に流通するときには、キロ五、六円でしかのり用では買わないと言われていたことを御存じなかったということですか。五、六円でしかいわゆる工場が買わないのに、それを

八円、九円で落札したら、だって五、六円でしか売れなかったら逆ざやじゃないですか。その価格を知らなかったのか、もしくは知っていてもおかしいと思わないほどその感覚が鈍磨していたのか、そのどちらかしかないんですけども、はっきりしていただきたい。

○奥原政府参考人 工業用ののりの原料として使われる場合にどのぐらいの価格であるかということは当然わかっておりますし、それをベースに予定価格等を算定した上で入札等を行うという仕組みでございます。ですが、入札をやってみて、その予定価格との関係でおかしくなければそれで落札をする、これは入札の仕組みとしては当然でございます。(岡本(充)委員「高いんでしょう」と呼ぶ)いや、できるだけ高く売るとというのが入札の仕組みでございますので。

○岡本(充)委員 では、またこの問題は取り上げさせていただきます。ありがとうございます。